

第35号（令和2年5月15日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区港町1丁目1番地

目 次

頁

【規則】

- △ 横浜市失業手当支給規則の一部を改正する規則【総務局労務課】 4
- △ 横浜市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則【建築局市営住宅課】 5
- △ 横浜市改良住宅条例施行規則の一部を改正する規則【建築局市営住宅課】 15

【告示】

- △ 令和2年4月25日、5月9日及び5月23日における区役所の一部の業務における土曜日の開庁【市民局区連絡調整課】 17
- △ 児童福祉施設の設置認可【こども青少年局こども施設整備課】 18
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 19
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 20
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 21
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 22
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 23
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 24
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 25
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 26
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 27
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 28
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 29
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 30
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 31
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 32
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 33
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 34
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 35
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 36
- △ 生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】 37
- △ 生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】 40
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】 41
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 42
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の廃止【健康福祉局生活支援課】 44
- △ 生活保護法に基づく介護機関の指定【健康福祉局生活支援課】 45
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】 46
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の休止【健康福祉局生活支援課】 48
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 49
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定【健康福祉局医療援助課】 52
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の廃止【健康福祉局医療援助課】 53

△	横浜市後期高齢者医療保険料の収納事務の委託【健康福祉局医療援助課】	54
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定【健康福祉局こころの健康相談センター】	55
△	同 【健康福祉局こころの健康相談センター】	56
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新【健康福祉局こころの健康相談センター】	58
△	横浜市介護保険料の収納事務の委託【健康福祉局介護保険課】	59
△	埋火葬に関する証明書等手数料の収納事務の委託【健康福祉局環境施設課】	60
△	保存すべき緑地の指定【環境創造局緑地保全推進課】	61
△	指定代理納付者の指定【建築局情報相談課】	62
	【公告】	
△	土地区画整理審議会委員選挙の候補者の氏名及び住所【都市整備局市街地整備調整課】	63
△	建築協定の認可【建築局建築企画課】	64
△	特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民協働推進課】	65
△	大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】	67
△	同【経済局商業振興課】	69
△	同【経済局商業振興課】	71
△	同【経済局商業振興課】	73
△	同【経済局商業振興課】	74
△	同【経済局商業振興課】	76
△	簡易給水水道等指定検査機関の指定【健康福祉局生活衛生課】	78
△	環境影響評価方法書の縦覧【環境創造局環境影響評価課】	79
△	土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壤環境課】	80
△	土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【環境創造局水・土壤環境課】	81
△	公園の設置【環境創造局公園緑地管理課】	82
△	排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】	83
△	排水設備指定工事店の指定の取消し【環境創造局管路保全課】	84
△	開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	85
△	同【建築局調整区域課】	86
△	同【建築局調整区域課】	87
△	同【建築局調整区域課】	88
△	同【建築局調整区域課】	89
△	同【建築局調整区域課】	90
△	同【建築局調整区域課】	91
△	同【建築局調整区域課】	92
△	同【建築局調整区域課】	93
△	同【建築局調整区域課】	94
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	95
△	総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定【建築局市街地建築課】	96
	【達】	
△	横浜市行政情報ネットワーク運用管理規程の一部改正【総務局ICT基盤管理課】	97
	【区告示】	

△ 認可地縁団体の告示事項の変更【泉区地域振興課】	99
△ 同【泉区地域振興課】	100
△ 同【泉区地域振興課】	101
△ 地縁による団体の認可【港北区地域振興課】	102
[消防局]	
△ 職員の懲戒処分【人事課】	103
[水道局]	
△ 「はまっ子どうし The Water」及び「横浜水缶」の頒布代金及び配達料の収納事務の委託【公民連携推進課】	104
△ 指定給水装置工事事業者の指定【給水維持課】	105
[交通局]	
△ 職員の懲戒処分【人事課】	107
[教育委員会]	
△ 職員の懲戒処分【教職員人事課】	108
△ 同【西部学校教育事務所教育総務課】	109
△ 横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程の一部改正【総務課】	110
[人事委員会]	
△ 横浜市一般職職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則【調査課】	111
[市会]	
△ 横浜市会傍聴規則の一部を改正する規則【秘書広報課】	112
△ 横浜市会委員会傍聴規程【秘書広報課】	114
[正誤]	119

規 則

横 浜 市 失 業 手 当 支 給 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る

。

令 和 2 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 規 則 第 49 号

横 浜 市 失 業 手 当 支 給 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

横 浜 市 失 業 手 当 支 給 規 則 (昭 和 62 年 3 月 横 浜 市 規 則 第 41 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 3 条 中 「 次 条 に お い て 」 を 「 以 下 」 に 改 め る 。

第 18 条 第 1 項 に 次 の た だ し 書 を 加 え る 。

た だ し 、 失 業 手 当 受 給 資 格 証 を 提 出 す る こ と が で き な い こ と に つ い て 正 当 な 理 由 が あ る と き は 、 こ れ を 添 え る こ と を 要 し な い 。

第 18 条 第 2 項 中 「 起 算 し て 1 月 以 内 」 を 「 、 基 本 手 当 に 相 当 す る 失 業 手 当 の 支 給 を 受 け る 資 格 に 係 る 退 職 の 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 4 年 を 経 過 す る 日 ま で の 間 (支 給 期 間 が 4 年 に 満 た な い 場 合 は 、 当 該 支 給 期 間 の 末 日 ま で の 間) 」 に 改 め る 。

附 則

(施 行 期 日)

1 こ の 規 則 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

(経 過 措 置)

2 こ の 規 則 に よ る 改 正 後 の 横 浜 市 失 業 手 当 支 給 規 則 第 18 条 第 2 項 の 規 定 は 、 横 浜 市 失 業 手 当 支 給 規 則 第 3 条 又 は 第 4 条 の 規 定 に よ る 失 業 手 当 の 支 給 を 受 け る 資 格 に 係 る 退 職 の 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 4 年 を 経 過 す る 日 が こ の 規 則 の 施 行 の 日 (以 下 「 施 行 日 」 と い う 。) 以 後 に あ る 者 か ら の 申 出 に つ い て 適 用 し 、 当 該 経 過 す る 日 が 施 行 日 前 に あ る 者 か ら の 申 出 に つ い て は 、 な お 従 前 の 例 に よ る

。

横浜市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月15日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第50号

横浜市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市営住宅条例施行規則（平成9年3月横浜市規則第44号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

	円
	14,000
	14,000
	21,000
屋根あり	19,100
屋根なし	17,100
	10,000
	13,500
	12,500
	9,000
軽自動車用	9,000
その他	10,000
	19,000
	28,300
	18,000
	21,000
	14,000
	14,900

	8,000
軽自動車用	11,000
その他	12,000
	13,000
	17,200
	16,000
	16,700
	8,000
	10,000
	10,000
	7,000
	8,000
屋根あり	11,000
屋根なし	9,000
屋根あり	13,000
屋根なし	11,000
屋根あり	12,000
屋根なし	10,000
	10,500
屋根あり	13,700
屋根なし	11,700
	11,000
屋根あり	12,000

建設年度が平成4年度のもので屋根なし（軽自動車用を除く。）	10,000
軽自動車用	9,000
建設年度が平成4年度以外のもの	8,000
	12,800
	17,900
	12,000
	14,000
	10,000
軽自動車用	10,000
その他	11,000
軽自動車用	10,000
その他	11,000
軽自動車用	9,000
その他	10,000
	16,000
屋根あり	20,000
屋根なし	18,000
	12,000
	12,500
屋根あり	16,000
屋根なし	14,000
	16,000

	13,000
	11,000
	10,000
	11,000
屋根あり	13,000
屋根なし	11,000
	12,000
軽自動車用	7,000
その他	8,000
	8,000
	9,500
屋根あり	10,000
屋根なし	8,000
	10,200
	10,000
	10,000
	9,000
	8,000
	9,000
	11,000
	12,000
	12,800
屋根あり	11,000

屋根なし	9,000
	10,000
	7,000
	8,000
	8,000
	10,000
屋根あり	10,000
屋根なし	8,000
	8,000
	8,000
	8,000
	11,100
	10,500
	8,000
	11,000

」

を
「

	円
	14,400
	14,200
	19,200
屋根あり	18,500
屋根なし	16,500
	10,500

13,200
12,200
9,100
軽自動車用 9,500
その他 10,500
19,300
26,500
17,600
21,500
14,500
15,000
8,400
軽自動車用 11,500
その他 12,500
13,500
17,400
16,300
16,600
8,400
10,500
10,500
7,300
8,100

屋根あり	10,700
屋根なし	8,700
屋根あり	13,300
屋根なし	11,300
屋根あり	11,300
屋根なし	9,300
	10,400
屋根あり	13,800
屋根なし	11,800
	11,200
屋根あり	11,900
建設年度が平成4年度のもので屋根なし（軽自動車用を除く。）	9,900
軽自動車用	8,900
建設年度が平成4年度以外のもの	8,400
	12,900
	16,000
	12,500
	14,000
	10,500
軽自動車用	10,500
その他	11,500
軽自動車用	10,500

その他	11,500
軽自動車用	9,500
その他	10,500
	16,100
屋根あり	18,300
屋根なし	16,300
	12,500
	12,400
屋根あり	16,100
屋根なし	14,100
	15,300
	13,500
	11,500
	10,500
	11,400
屋根あり	13,400
屋根なし	11,400
	12,100
軽自動車用	7,400
その他	8,400
	8,400
	9,600
屋根あり	10,400

屋根なし	8,400
	10,700
	10,500
	10,500
	9,400
	8,200
	9,400
	10,300
	12,300
	12,600
屋根あり	10,800
屋根なし	8,800
	10,500
	7,300
	8,300
	8,300
	10,200
屋根あり	10,200
屋根なし	8,200
	8,400
	8,400
	8,400
	11,000

10,800
8,400
11,300

」

に改める。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

横浜市改良住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月15日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第51号

横浜市改良住宅条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市改良住宅条例施行規則（昭和37年5月横浜市規則第44号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

円
21,000
19,000
14,000
18,300
12,000
14,000
14,000

」

を

「

円
19,200
19,300
14,500
17,500
12,500
14,400
14,200

」

に改める。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

告 示

横 浜 市 告 示 第 348 号 (令 和 2 年 4 月 24 日 掲 示 済)

令 和 2 年 4 月 25 日、5 月 9 日 及 び 5 月 23 日 に お け る 区 役
所 の 一 部 の 業 務 に お け る 土 曜 日 の 開 庁

令 和 2 年 4 月 25 日、5 月 9 日 及 び 5 月 23 日 は、区 役 所 の 一 部 の 業
務 に お け る 第 2 及 び 第 4 土 曜 日 の 開 庁 時 間 (平 成 19 年 5 月 2 日 横 浜
市 告 示 第 183 号) に か か わ ら ず、開 庁 し な い こ と と す る。

令 和 2 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

横浜市告示第 351 号

児童福祉施設の設置認可

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に規定する児童福祉施設として、次のとおり設置を認可した。

令和2年5月15日

横浜市長 林 文 子

設置年月日	令和2年3月31日
事業開始年月日	令和2年4月1日
施設種別	保育所
施設名称	SANDA KID 保育園
設置者	一般社団法人 KID-G
代表者	代表理事 小 畑 貴 嗣
施設長	渋谷 晶 子
規模（延床面積）	406.41 m ²
定員	60 人
所在地	鶴見区駒岡三丁目4番41号

横浜市告示第 352 号

児童福祉施設の設置認可

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に規定する児童福祉施設として、次のとおり設置を認可した。

令和2年5月15日

横浜市長 林 文 子

設置認可年月日	令和2年3月31日
事業開始年月日	令和2年4月1日
施設種別	保育所
施設名称	生麦ポケット保育園
設置者	有限会社KBC
代表者	代表取締役 丸 尾 康 子
施設長	丸 尾 康 子
規模（延床面積）	476.95 m ²
定員	60人
所在地	鶴見区生麦三丁目7番11号

横 浜 市 告 示 第 353 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

令 和 2 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

設 置 認 可 年 月 日	令 和 2 年 3 月 31 日
事 業 開 始 年 月 日	令 和 2 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	と う よ う 片 倉 町 保 育 園
設 置 者	社 会 福 祉 法 人 東 陽 福 祉 会
代 表 者	理 事 長 折 山 裕 教
施 設 長	折 山 晴 美
規 模 （ 延 床 面 積 ）	380.45 m ²
定 員	60 人
所 在 地	神 奈 川 区 神 大 寺 三 丁 目 35 番 3 号

横 浜 市 告 示 第 354 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

令 和 2 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

設 置 認 可 年 月 日	令 和 2 年 3 月 31 日
事 業 開 始 年 月 日	令 和 2 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	ラ ラ ラ ン ド 井 土 ケ 谷
設 置 者	株 式 会 社 LaLaLand
代 表 者	代 表 取 締 役 ク レ イ カ ー 芙 美
施 設 長	高 梨 朱 美
規 模 （ 延 床 面 積 ）	417.55 m ²
定 員	67 人
所 在 地	南 区 井 土 ケ 谷 上 町 13 番 18 号

横 浜 市 告 示 第 355 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

令 和 2 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

設 置 認 可 年 月 日	令 和 2 年 3 月 31 日
事 業 開 始 年 月 日	令 和 2 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	に じ い ろ 保 育 園 天 王 町
設 置 者	ラ イ ク ア カ デ ミ ー 株 式 会 社
代 表 者	代 表 取 締 役 佐 々 木 雄 一
施 設 長	飯 田 こ の み
規 模 （ 延 床 面 積 ）	435.51 m ²
定 員	56 人
所 在 地	保 土 ヶ 谷 区 天 王 町 1 丁 目 30 番 地 の 18

横 浜 市 告 示 第 356 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

令 和 2 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

設 置 認 可 年 月 日	令 和 2 年 3 月 31 日
事 業 開 始 年 月 日	令 和 2 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	若 葉 保 育 園
設 置 者	一 般 社 団 法 人 若 葉 保 育 園
代 表 者	代 表 理 事 熊 本 晃 喜
施 設 長	熊 本 範 理 子
規 模 （ 延 床 面 積 ）	307.43 m ²
定 員	60 人
所 在 地	保 土 ヶ 谷 区 保 土 ヶ 谷 町 3 丁 目 205 番 地 の 1

横 浜 市 告 示 第 357 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

令 和 2 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

設 置 認 可 年 月 日	令 和 2 年 3 月 31 日
事 業 開 始 年 月 日	令 和 2 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	保 育 園 夢 未 来 二 俣 川 園
設 置 者	株 式 会 社 我 喜 大 笑
代 表 者	代 表 取 締 役 尾 崎 卓 治
施 設 長	丹 野 美 緒
規 模 （ 延 床 面 積 ）	338.98 m ²
定 員	60 人
所 在 地	旭 区 さ ち が 丘 138 番 地 の 2

横 浜 市 告 示 第 358 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

令 和 2 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

認 可 年 月 日	令 和 2 年 3 月 31 日
設 置 年 月 日	令 和 2 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	川 井 宿 保 育 園
設 置 者	社 会 福 祉 法 人 守 破 離
代 表 者	理 事 長 小 笠 原 文 孝
経 営 責 任 者	石 井 薫
規 模 （ 延 床 面 積 ）	477.84 m ²
定 員	76 人
所 在 地	旭 区 都 岡 町 98 番 地 の 1

横浜市告示第 359 号

児童福祉施設の設置認可

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に規定する児童福祉施設として、次のとおり設置を認可した。

令和2年5月15日

横浜市長 林 文 子

設置認可年月日	令和2年3月31日
事業開始年月日	令和2年4月1日
施設種別	保育所
施設名称	横浜あさひ中央保育園
設置者	社会福祉法人横浜育愛会
代表者	理事長 靱 山 宣
施設長	靱 山 宣
規模（延床面積）	676.90 m ²
定員	90人
所在地	旭区中希望が丘141番地の6

横 浜 市 告 示 第 360 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

令 和 2 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

認 可 認 可 年 月 日	令 和 2 年 3 月 31 日
事 業 開 始 年 月 日	令 和 2 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	ラ ラ ラ ン ド 大 倉 山
設 置 者	株 式 会 社 LaLaLand
代 表 者	代 表 取 締 役 ク レ イ カ ー 芙 美
施 設 長	坂 本 清 美
規 模 （ 延 床 面 積 ）	385.77 m ²
定 員	50 人
所 在 地	港 北 区 大 倉 山 一 丁 目 10 番 12 号

横 浜 市 告 示 第 361 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

令 和 2 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

設 置 認 可 年 月 日	令 和 2 年 3 月 31 日
事 業 開 始 年 月 日	令 和 2 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	グ ロー バ ル キ ッ ズ 大 倉 山 園
設 置 者	株 式 会 社 グ ロー バ ル キ ッ ズ
代 表 者	代 表 取 締 役 石 橋 宜 忠
施 設 長	上 野 智 子
規 模 （ 延 床 面 積 ）	550.73 m ²
定 員	72 人
所 在 地	港 北 区 大 倉 山 三 丁 目 58 番 13 号

横 浜 市 告 示 第 362 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

令 和 2 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

設 置 認 可 年 月 日	令 和 2 年 3 月 31 日
事 業 開 始 年 月 日	令 和 2 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	ぶ れ す と 綱 島 ほ い く え ん
設 置 者	株 式 会 社 ブ レ ス ト イ ン タ ー ナ シ ョ ナ ル
代 表 者	代 表 取 締 役 渡 部 琢 磨
施 設 長	清 水 朋 子
規 模 （ 延 床 面 積 ）	363.93 m ²
定 員	60 人
所 在 地	港 北 区 樽 町 二 丁 目 3 番 1 号

横 浜 市 告 示 第 363 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

令 和 2 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

設 置 認 可 年 月 日	令 和 2 年 3 月 31 日
事 業 開 始 年 月 日	令 和 2 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	み ら い く 矢 上 園
設 置 者	株 式 会 社 み ら い く
代 表 者	代 表 取 締 役 杉 藤 太 郎
施 設 長	河 田 緑
規 模 （ 延 床 面 積 ）	460.59 m ²
定 員	60 人
所 在 地	港 北 区 日 吉 五 丁 目 13 番 4 号

横 浜 市 告 示 第 364 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

令 和 2 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

設 置 認 可 年 月 日	令 和 2 年 3 月 31 日
事 業 開 始 年 月 日	令 和 2 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	に じ い ろ 保 育 園 日 吉
設 置 者	ラ イ ク ア カ デ ミ ー 株 式 会 社
代 表 者	代 表 取 締 役 佐 々 木 雄 一
施 設 長	金 子 真 弓
規 模 （ 延 床 面 積 ）	501.50 m ²
定 員	90 人
所 在 地	港 北 区 箕 輪 町 二 丁 目 7 番 42 号

横浜市告示第 365 号

児童福祉施設の設置認可

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に規定する児童福祉施設として、次のとおり設置を認可した。

令和2年5月15日

横浜市長 林 文 子

設置認可年月日	令和2年3月31日
事業開始年月日	令和2年4月1日
施設種別	保育所
施設名称	にじいろ保育園中山
設置者	ライクアカデミー株式会社
代表者	代表取締役 佐々木 雄 一
施設長	相 原 久 美
規模（延床面積）	395.82 m ²
定員	63 人
所在地	緑区中山一丁目17番18号

横浜市告示第 366 号

児童福祉施設の設置認可

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に規定する児童福祉施設として、次のとおり設置を認可した。

令和2年5月15日

横浜市長 林 文 子

設置認可年月日	令和2年3月31日
事業開始年月日	令和2年4月1日
施設種別	保育所
施設名称	ポピンズナーサリースクールあざみ野
設置者	株式会社ポピンズ
代表者	代表取締役 轟 麻 衣 子
施設長	日比谷 玲 子
規模（延床面積）	423.84 m ²
定員	60人
所在地	青葉区あざみ野二丁目35番地の12

横 浜 市 告 示 第 367 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

令 和 2 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

設 置 認 可 年 月 日	令 和 2 年 3 月 31 日
事 業 開 始 年 月 日	令 和 2 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	市 ヶ 尾 保 育 園
設 置 者	特 定 非 営 利 活 動 法 人 市 ヶ 尾 保 育 園
代 表 者	理 事 長 内 城 幸 子
施 設 長	内 城 幸 子
規 模 （ 延 床 面 積 ）	412.61 m ²
定 員	60 人
所 在 地	青 葉 区 市 ヶ 尾 町 524 番 地 の 15

横浜市告示第 368 号

児童福祉施設の設置認可

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に規定する児童福祉施設として、次のとおり設置を認可した。

令和2年5月15日

横浜市長 林 文 子

設置認可年月日	令和2年3月31日
事業開始年月日	令和2年4月1日
施設種別	保育所
施設名称	めーぷる保育園
設置者	特定非営利活動法人もあなキッズ自然楽校
代表者	理事長 関 山 隆 一
施設長	高 橋 円 佳
規模（延床面積）	290.89 m ²
定員	58人
所在地	都筑区北山田2丁目2番29号

横 浜 市 告 示 第 369 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

令 和 2 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

設 置 認 可 年 月 日	令 和 2 年 3 月 31 日
事 業 開 始 年 月 日	令 和 2 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	シ ー プ 保 育 所
設 置 者	特 定 非 営 利 活 動 法 人 横 浜 草 の 実 会
代 表 者	理 事 長 土 屋 ま き 子
施 設 長	大 槻 由 美
規 模 （ 延 床 面 積 ）	316.34 m ²
定 員	60 人
所 在 地	都 筑 区 新 栄 町 21 番 12 号

横浜市告示第 370 号

生活保護法に基づく医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

令和2年5月15日

横浜市長 林 文子

1 診療所又は薬局

指定年月日	名称	所在地
令和2年1月14日	藤原整形外科医院	港南区上大岡西二丁目6番28号
令和2年2月1日	古家内科医院	港南区丸山台二丁目30番2号
同	横浜保土ヶ谷クリニック	保土ヶ谷区帷子町1丁目44番地
同	医療法人社団勇和会さくら歯科クリニック中田	泉区中田南四丁目1番45号
令和2年2月10日	鶴養医院	南区宮元町3丁目55番地
令和2年3月1日	スマイル薬局横浜橋店	南区白妙町1丁目2番地
同	千尋こころのクリニック	南区前里町1丁目4番地の1
同	ドラッグセイムス弘明寺薬局	南区六ツ川一丁目10番地
同	かわくぼクリニック	旭区鶴ヶ峰二丁目23番地の2
同	たんぽぽ薬局二俣川店	旭区中沢一丁目46番7号
同	ふくろうメンタルクリニック	港北区新横浜三丁目9番地の5
同	スマイル薬局港北高田店	港北区高田西三丁目1番21号
同	スマイル薬局鴨居南口店	緑区鴨居一丁目9番14号
同	ニッセイ薬局	青葉区柿の木台1番地の25
同	スマイル薬局青葉黒須田店	青葉区黒須田32番地の1
同	医療法人社団ゆうあい会土屋記念クリニック	青葉区新石川一丁目9番地の8
同	スマイル薬局藤が丘店	青葉区藤が丘一丁目28番地の12

同	おーちゃん薬局	戸塚区品濃町 543 番地の 4
同	ひかり在宅クリニック	戸塚区戸塚町 4,111 番地
同	こもればい薬局	戸塚区吉田町 590 番地の 1
同	なでしこ薬局	栄区笠間四丁目 11 番 5 号
同	スマイル薬局三ツ境南口店	瀬谷区三ツ境 15 番地の 1
令和 2 年 4 月 1 日	ヒロデンタルクリニック鶴見	鶴見区鶴見中央四丁目 3 番 1 号
同	鶴見メンタルクリニック	鶴見区鶴見中央四丁目 8 番 8 号
同	大口通り耳鼻咽喉科	神奈川区大口通 34 番地
同	よこはまペインクリニック	西区北幸二丁目 10 番 50 号
同	藤本じゅんいちろうクリニック	中区長者町 5 丁目 53 番地
同	こころとからだ横浜クリニック	中区野毛町 1 丁目 8 番地の 2
同	元町ペインクリニック	中区山下町 37 番地の 8
同	ぐみょうじ泌尿器科	南区弘明寺町 137 番地の 6
同	六ツ川内科消化器内科クリニック	南区六ツ川一丁目 39 番地
同	オルコムファーマシー	港北区綱島西五丁目 2 番 10 号
同	デンタルハーモニー・横浜	青葉区市ケ尾町 1,052 番地の 2
同	横浜たまプラーザ運動器スポーツクリニック	青葉区美しが丘二丁目 14 番地の 9
同	クオール薬局たまプラーザ店	青葉区新石川二丁目 2 番地の 2
同	たまプラーザ駅前整形外科	青葉区新石川二丁目 2 番地の 2
同	ヒューマンデンタルクリニック	都筑区中川一丁目 19 番 25 号
同	戸塚南クリニック	戸塚区上倉田町 391 番地の 1
同	和田歯科医院	栄区桂町 702 番地

2 指定訪問看護事業者

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
-------	--------	------------	----------------	-----------------

令和2年 3月1日	株式会社ジ ョン	中区不老町 3丁目13番 地の4	ぴゅあナー スリハビリ ステーション	中区野毛町2 丁目90番地
同	有限会社み やしたコー ポレーション	南区三春台 126番地	みやした訪 問看護ステ ーション	南区三春台14 3番地
令和2年 4月1日	横浜N&C 株式会社	港北区小机 町1,505番 地	訪問看護ス テーション モニター	港北区小机町 1,505番地

横浜市告示第 371 号

生活保護法に基づく施術者の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による施術者として、次のとおり指定した。

令和2年5月15日

横浜市長 林 文子

指定年月日	氏名	名称	所在地
令和2年3月1日	塚本 恭也	塚本はり灸院	西区浅間町1丁目7番地の6
同	君島 健太	にじいろ整骨院	東京都大田区仲六郷4丁目18番6号
令和2年5月1日	田中 輝明	訪問マッサージ KEIROW大田区北ステーション	東京都大田区多摩川1丁目1番1号
同	花輪 稔子	訪問鍼灸マッサージ KEIROW横浜中区中央ステーション	中区蓬莱町2丁目4番地の5
同	藤巻 保成	マッサージレイス治療院横浜南区	南区白金町1丁目7番地
同	寺島 広毅	アマーレ治療院	南区万世町1丁目1番地
同	萬里小路 弘英	同	同
同	小林 孝太郎	訪問鍼灸マッサージ KEIROW磯子中央ステーション	磯子区下町2番40号
同	古屋 亮	KEIROW蓮沼駅前ステーション	東京都大田区東矢口3丁目2番1号
同	佐々木 瞬	関城接骨院	東京都町田市旭町1丁目8番4号

横浜市告示第 372 号

生活保護法に基づく指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年5月15日

横浜市長 林 文子

1 診療所又は薬局

変更年月日	名称	所在地
平成29年 1月1日	(新) 社会福祉法人恩賜財団 済生会支部神奈川県済生 会横浜市南部病院	港南区港南台三丁目2番 10号
	(旧) 社会福祉法人恩賜財団 済生会横浜市南部病院	
令和2年 2月20日	(新) 東京プラス歯科矯正歯 科神奈川大口	神奈川区大口通30番地の 3
	(旧) 医療法人社団友伸会あ おき歯科医院	

2 変更訪問看護事業者等

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和2年 1月25日	一般社団法人横浜市西 区医師会	西区中央一 丁目15番18 号	横浜市西区医 師会訪問看護 ステーション	(新) 西区伊勢町 3丁目119番 地
				(旧) 西区中央一 丁目15番18号

横浜市告示第 373 号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年5月15日

横浜市長 林 文子

廃止年月日	名称	所在地
令和元年11月30日	第2高橋眼科医院	神奈川区西神奈川三丁目5番地の1
令和2年1月13日	医療法人社団藤原整形外科医院	港南区上大岡西二丁目9番10号
令和2年1月31日	古家内科医院	港南区丸山台二丁目34番8号
同	横浜保土ヶ谷クリニック	保土ヶ谷区帷子町1丁目44番地
同	さくら歯科クリニック中田	泉区中田南四丁目1番45号
令和2年2月9日	鶴養医院	南区吉野町3丁目7番地の2
令和2年2月29日	スマイル薬局横浜橋店	南区白妙町1丁目2番地
同	ドラッグセイムス弘明寺薬局	南区六ツ川一丁目101番地
同	かわくぼ内科・循環器科	旭区鶴ヶ峰一丁目22番地の3
同	たんぽぽ薬局二俣川店	旭区中沢一丁目46番7号
同	ふくろうメンタルクリニック	港北区新横浜三丁目9番地の5
同	スマイル薬局港北高田店	港北区高田西三丁目1番21号
同	スマイル薬局鴨居南口店	緑区鴨居一丁目9番14号
同	有限会社ニッセイ薬局	青葉区柿の木台1番地の25
同	スマイル薬局青葉黒須田店	青葉区黒須田32番地の1
同	スマイル薬局藤が丘店	青葉区藤が丘一丁目28番地の12
同	おーちゃん薬局	戸塚区品濃町543番地の4
同	ひかり在宅クリニック	戸塚区戸塚町4,111番地

同	サツキ薬局吉田町店	戸塚区吉田町 582 番地 の 3
同	なでしこ薬局	栄区笠間四丁目 11 番 5 号
同	スマイル薬局三ツ境 南口店	瀬谷区三ツ境 15 番地 の 1
令和 2 年 3 月 9 日	ココ第一薬局二俣川 店	旭区二俣川 1 丁目 43 番地
令和 2 年 3 月 28 日	てらまえ薬局	金沢区寺前一丁目 9 番 3 号
令和 2 年 3 月 31 日	尻手診療所	鶴見区矢向二丁目 13 番 5 号
同	かわら歯科	旭区二俣川 1 丁目 9 番地 の 2
同	青木歯科医院	磯子区磯子五丁目 7 番 1 号
同	内科胃腸科笹生医院	青葉区市ケ尾町 1,06 0 番地 の 9

横 浜 市 告 示 第 374 号

生活保護法に基づく指定施術者の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定施術者を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年5月15日

横 浜 市 長 林 文 子

廃止年月日	氏名	名称	所在地
令和2年 2月29日	小坂 晃	訪問鍼灸マッサー ージKEIRO W磯子中央ステ ーション	磯子区下町2番40 号

横浜市告示第 375 号

生活保護法に基づく介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

令和2年5月15日

横浜市長 林 文子

1 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和2年2月1日	かちどき薬品株式会社	東京都江戸川区松島1丁目42番22号	かちどき薬局 鶴見店	鶴見区佃野町28番2号

2 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和2年2月1日	かちどき薬品株式会社	東京都江戸川区松島1丁目42番22号	かちどき薬局 鶴見店	鶴見区佃野町28番2号
令和2年3月1日	有限会社 くま薬局	金沢区谷津町378番地	くま薬局金沢文庫店	金沢区谷津町378番地

横浜市告示第 376 号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年5月15日

横浜市長 林 文子

1 居宅介護事業者（訪問介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成28年 12月15日	有限会社イ ズミインタ ーナショナ ル	(新)戸塚区平 戸町 491 番 地の 4	森の泉ホーム ヘルプセンタ ー	(新)戸塚区品濃 町 292 番地の 2
		(旧)戸塚区前 田町 511 番 地の 2		(旧)戸塚区前田 町 511 番地の 2

2 居宅介護事業者（訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和元年 9月1日	医療法人財 団慈啓会	神奈川区入 江二丁目19 番1号	大口訪問看護 ステーション	(新)神奈川区入 江二丁目19番 1号
				(旧)神奈川区松 見町1丁目18 番地の13
令和2年 1月25日	一般社団法人 横浜市西区 医師会	西区中央一 丁目15番18 号	横浜市西区医 師会訪問看護 ステーション	(新)西区伊勢町 3丁目119番 地
				(旧)西区中央一 丁目15番18号

3 居宅介護支援事業者

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
平成29年 3月1日	株式会社日 本イノベー ション	緑区十日市 場町 813 番 地の 9	居宅介護支援 オアシス	(新)緑区長津田 町 2,733 番地
				(旧)緑区長津田 五丁目1番12 号
令和元年 9月1日	医療法人財 団慈啓会	神奈川区入 江二丁目19 番1号	大口訪問看護 ステーション	(新)神奈川区入 江二丁目19番 1号
				(旧)神奈川区松 見町1丁目18 番地の3

令和2年 1月25日	一般社団法人 横浜市西区 医師会	西区中央一 丁目15番18 号	横浜市西区医 師会居宅支援 ステーション	(新)西区伊勢町 3丁目119番 地 (旧)西区中央一 丁目15番18号
---------------	------------------------	-----------------------	----------------------------	--

4 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事業 所の所在地
令和元年 9月1日	医療法人財 団慈啓会	神奈川区入 江二丁目19 番1号	大口訪問看護 ステーション	(新)神奈川区入 江二丁目19番 1号 (旧)神奈川区松 見町1丁目18 番地の13
令和2年 1月25日	一般社団法人 横浜市西区 医師会	西区中央一 丁目15番18 号	横浜市西区医 師会訪問看護 ステーション	(新)西区伊勢町 3丁目119番 地 (旧)西区中央一 丁目15番18号

5 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	介護予防・日 常生活支援総 合事業所の名 称	介護予防・日 常生活支援総 合事業所の所 在 地
平成28年 12月15日	有限会社イ ズミインタ ーナショナ ル	(新)戸塚区平 戸町491番 地の4 (旧)戸塚区前 田町511番 地の2	森の泉ホーム ヘルプセンタ ー	(新)戸塚区品濃 町292番地の 2 (旧)戸塚区前田 町511番地の 2

横浜市告示第 377 号

生活保護法に基づく指定介護機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり休止した旨の届出があった。

令和2年5月15日

横浜市長 林 文子

1 居宅介護支援事業者

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和2年3月31日	有限会社アイティーオ一	緑区中山町304番地の8	アイティーオ一居宅介護支援事業所	緑区中山町304番地の8
同	社会福祉法人誠幸会	泉区上飯田町2,083番地の1	泉の郷中屋敷居宅介護支援	瀬谷区中屋敷二丁目19番地の18

横浜市告示第 378 号

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年5月15日

横浜市長 林 文子

1 居宅介護事業者（訪問介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和2年3月31日	有限会社サンライズケア	保土ケ谷区上菅田町95番地1	サンライズケア	保土ケ谷区上菅田町95番地1
同	特定非営利活動法人いそごまごころの会	磯子区森一丁目2番1号	いそごまごころヘルパーセンター	磯子区森一丁目2番1号
同	アサヒサンクリーン株式会社	静岡市葵区本通10丁目8番地の1	アサヒサンクリーン在宅介護センター横浜緑	緑区中山一丁目5番25号

2 居宅介護事業者（訪問看護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和元年12月31日	医療法人豊医会	旭区左近山16番地の1	左近山訪問看護ステーション	旭区左近山16番地の1

3 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和2年3月31日	立川早苗	鶴見区上末吉五丁目30番14号	あろま薬局	鶴見区駒岡三丁目18番5号

4 居宅介護事業者（通所介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和2年3月31日	社会福祉法人ふじ寿か会	緑区西八朔町773番地の2	通所介護ふじ寿か園	緑区西八朔町773番地の2

5 居宅介護事業者（福祉用具貸与）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地

				地
令和2年 3月31日	横浜商工株式会 社	西区平沼一 丁目40番17 号	横浜商工株 式会社	港北区新羽 町166番地
同	有限会社こーで いある	緑区寺山町 656番地の 1	こーでいあ る	緑区寺山町 656番地の 1

6 居宅介護事業者（特定福祉用具販売）

廃止年月 日	事業者の名称	主たる事務 所の所在地	居宅介護事 業所の名称	居宅介護事 業所の所在 地
令和2年 3月31日	横浜商工株式会 社	西区平沼一 丁目40番17 号	横浜商工株 式会社	港北区新羽 町166番地
同	有限会社こーで いある	緑区寺山町 656番地の 1	こーでいあ る	緑区寺山町 656番地の 1

7 居宅介護事業者（認知症対応型共同生活介護）

廃止年月 日	事業者の名称	主たる事務 所の所在地	居宅介護事 業所の名称	居宅介護事 業所の所在 地
平成30年 3月31日	医療法人社団廣 風会	神奈川県菅 田町656番 地の1	グループホ ームル・ミ エール	神奈川県羽 沢町1,196 番地の18

8 居宅介護支援事業者

廃止年月 日	事業者の名称	主たる事務 所の所在地	居宅介護支 援事業所の 名称	居宅介護支 援事業所の 所在地
令和2年 2月29日	社会福祉法人兼 愛会	緑区三保町 171番地の 1	居宅介護支 援事業所し ょうじゅの 里三保	緑区三保町 171番地の 1
令和2年 3月31日	特定非営利活動 法人いそごまご ころの会	磯子区森一 丁目2番1 号	いそごまご ころケアセ ンター	磯子区森一 丁目2番1 号
同	医療法人社団青 葉会	東京都小平 市学園西町 1丁目2番 25号	牧野記念病 院訪問看護 ステーション	緑区鴨居三 丁目8番16 号
同	社会福祉法人藤 雪会	厚木市旭町 2丁目3番 13号	ポポロ中山 居宅介護支 援事業所	緑区中山二 丁目6番1 号
同	株式会社ケアサ ポート友	都筑区中川 一丁目2番	株式会社ケ アサポート 友	都筑区中川 一丁目2番

9 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

廃止年月 日	事業者の名称	主たる事務 所の所在地	介護予防事 業所の名称	介護予防事 業所の所在 地
-----------	--------	----------------	----------------	---------------------

				地
令和元年 12月31日	医療法人豊医会	旭区左近山 16番地の1	左近山訪問 看護ステー ション	旭区左近山 16番地の1

10 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

廃止年月 日	事業者の名称	主たる事務 所の所在地	介護予防事 業所の名称	介護予防事 業所の所在 地
令和2年 3月31日	立川早苗	鶴見区上末 吉五丁目30 番14号	あろま薬局	鶴見区駒岡 三丁目18番 5号

11 介護予防事業者（介護予防福祉用具貸与）

廃止年月 日	事業者の名称	主たる事務 所の所在地	介護予防事 業所の名称	介護予防事 業所の所在 地
令和2年 3月31日	横浜商工株式会 社	西区平沼一 丁目40番17 号	横浜商工株 式会社	港北区新羽 町166番地

12 介護予防事業者（特定介護予防福祉用具販売）

廃止年月 日	事業者の名称	主たる事務 所の所在地	介護予防事 業所の名称	介護予防事 業所の所在 地
令和2年 3月31日	横浜商工株式会 社	西区平沼一 丁目40番17 号	横浜商工株 式会社	港北区新羽 町166番地

横浜市告示第 379 号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関として、次のとおり指定した。

令和2年5月15日

横浜市長 林 文子

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年5月1日	八景駅前眼科	金沢区瀬戸15番1号	病院又は診療所
同	シンワ薬局市民病院前店	西区北軽井沢36番地の9	薬局
同	イオン薬局イオンスタイル戸塚	戸塚区吉田町884番地	同
同	オルコムファーマシー	港北区綱島西五丁目2番10号	同
同	サンドラッグ樽町リリア薬局	港北区樽町三丁目6番44号	同
同	サンドラッグ横浜西神奈川薬局	神奈川区西神奈川一丁目13番地の12	同
同	しんわ薬局大口店	神奈川区七島町128番地	同
同	I R I E L I F E 訪問看護ステーション	青葉区藤が丘二丁目39番地の30	訪問看護事業者
同	みやした訪問看護ステーション	南区三春台143番地の103	同

横浜市告示第 380 号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の廃止

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関から、次のとおり業務を廃止した旨の届出があった。

令和2年5月15日

横浜市長 林 文子

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年3月31日	サンドラッグ樽町リリア薬局	港北区樽町三丁目6番44号	薬局
令和2年2月2日	しんわ薬局大口店	神奈川区七島町127番地の7	同
令和2年3月31日	サンドラッグ横浜西神奈川薬局	神奈川区西神奈川一丁目13番地の12	同

横浜市告示第 381 号

横浜市後期高齢者医療保険料の収納事務の委託

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年8月17日法律第80号）第114条の規定により、横浜市後期高齢者医療保険料の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年5月15日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
三菱UFJニコス 株式会社 代表取締役 石 塚 啓	東京都文京区本郷 3丁目33番5号	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

横 浜 市 告 示 第 382 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め
 の 法 律 に 基 づ く 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 (精 神 通 院 医 療)
 の 指 定

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 (平 成 17 年 法 律 第 123 号) 第 59 条 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 (精 神 通 院 医 療) と し て 次 の と お り 指 定 し た 。

令 和 2 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地	担 当 す る 医 療 の 種 類
令 和 2 年 4 月 1 日	医 療 法 人 い し ず え 会 能 見 台 き づ な ク リ ニ ッ ク	金 沢 区 能 見 台 通 3 番 1 号	病 院 又 は 診 療 所

横浜市告示第 383 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として次のとおり指定した。

令和2年5月15日

横浜市長 林 文子

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年4月1日	医療法人みらい みらい在宅クリニック 金沢	金沢区能見台通33番20号	病院又は診療所
同	鶴見メンタルクリニック	鶴見区鶴見中央四丁目8番8号	同
同	こころ発達クリニック 新横浜	港北区新横浜一丁目4番地の9	同
同	こころとからだ横浜 クリニック	中区野毛町1丁目8番地の2	同
同	医療法人社団上桜会 ゆうメンタルクリニック 横浜院	西区北幸一丁目11番20号	同
同	社会福祉法人横浜市 社会事業協会 なごみクリニック	瀬谷区二ツ橋町489番地の45	同
同	クオール薬局 たまプラーザ店	青葉区新石川二丁目2番地の2	薬局
同	シンワ薬局 市民病院前店	西区北軽井沢36番地の9	同
同	イオン薬局 イオンスタイル戸塚	戸塚区吉田町884番地	同
同	株式会社コスモ 薬局新杉田店	磯子区新杉田町8番地の8	同
同	クリエイト薬局 港南下永谷店	港南区下永谷六丁目2番11号	同
令和2年3月1日	ぴゅあナーズ リハビリステーション	中区野毛町2丁目90番地	訪問看護
令和2年4月1日	IRIE LIFE 訪問看護ステーション	青葉区藤が丘二丁目39番地の30	同

同	神 奈 川 リ ハ ビ リ 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン あ お ば	青 葉 区 藤 が 丘 二 丁 目 13 番 地 の 3	同
---	---	---------------------------------	---

横浜市告示第 384 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

令和2年5月15日

横浜市長 林 文子

更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年3月1日	医療法人ほたるいか 横浜青葉脳神経外科クリニック	青葉区あざみ野一丁目7番地の1	病院又は診療所
同	浜坂医院	金沢区六浦一丁目11番16号	同
同	スギ薬局 大口店	神奈川区神之木町7番5号	薬局
同	ミチト薬局	港南区笹下二丁目7番12号	同
同	日本調剤 金沢文庫薬局	金沢区泥亀二丁目11番1号	同
同	かもめ薬局	青葉区たちばな台二丁目1番地の3	同

横浜市告示第 385 号

横浜市介護保険料の収納事務の委託

介護保険法（平成9年法律第123号）第144条の2の規定により、横浜市介護保険料の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年5月15日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
三菱UFJニコス 株式会社 代表取締役 石 塚 啓	東京都文京区本郷 3丁目33番5号	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで

横浜市告示第 386 号

埋火葬に関する証明書等手数料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、埋火葬に関する証明書等手数料の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年5月15日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
アメニスメモリア ルグリーン共同事業体 代表者 株式会社日比谷アメニス 代表取締役 小林 定 夫	東京都港区三田4丁目7番27号	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
清光社・横浜植木 共同事業体 代表者 株式会社清光社 代表取締役 鈴木 真	中区山下町1番地	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

横浜市告示第 387 号

保存すべき緑地の指定

緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年6月横浜市条例第47号）第7条第1項の規定に基づき、保存すべき緑地として、次の地域を指定した。

令和2年5月15日

横浜市長 林 文子

保存すべき緑地	指定地域	指定期間
(仮称)市沢市民の森	旭区市沢町 352 番の 2	令和2年3月24日から 令和11年3月31日まで
(仮称)市沢市民の森	旭区市沢町 353 番の 4	令和2年3月27日から 令和11年3月31日まで
(仮称)市沢市民の森	旭区市沢町 363 番の 5、368 番から 371 番まで及び 372 番の 4	令和2年3月26日から
新治市民の森	緑区三保町 212 番	令和元年11月13日から 令和9年3月31日まで
新治市民の森	緑区三保町 1,168 番の 3 及び 1,169 番の 1	令和2年1月20日から 令和9年3月31日まで

横 浜 市 告 示 第 388 号

指 定 代 理 納 付 者 の 指 定

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 231 条 の 2 第 6 項 の 規 定 に
よ り 、 次 の と お り 指 定 代 理 納 付 者 を 指 定 し た 。

令 和 2 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 代 理 納 付 者 の 名 称
株 式 会 社 エ ム ・ ピ ー ・ ソ リ ュ ー シ ョ ン
- 2 指 定 代 理 納 付 者 の 主 た る 事 務 所 の 所 在 地
東 京 都 港 区 虎 ノ 門 2 丁 目 10 番 4 号
- 3 指 定 代 理 納 付 者 に 納 付 さ せ る 歳 入
電 子 マ ネ ー 決 済 に よ り 納 付 す る 建 築 ・ 宅 地 関 係 証 明 等 手 数 料
- 4 指 定 代 理 納 付 者 に 歳 入 を 納 付 さ せ る 期 間
令 和 2 年 4 月 1 日 か ら 令 和 3 年 3 月 31 日 ま で

公 告

横浜市公告第262号（令和2年4月28日掲示済）

土地区画整理審議会委員選挙の候補者の氏名及び住所

土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第2項の規定に基づき、横浜国際港都建設事業二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第1期地区土地区画整理審議会委員補欠選挙について届出のあった候補者の氏名及び住所は、次のとおりである。

なお、委員の候補者の数が当該選挙において選挙すべき委員の数を超えないため、土地区画整理法施行令第26条の規定により投票を行わない。

令和2年4月28日

横浜市長 林 文 子

1 宅地所有者から選出する委員についての候補者

氏 名	住 所
塩 澤 和 男	瀬谷区二ツ橋町 429 番地の6
二 見 勝 治	瀬谷区二ツ橋町 475 番地
松 本 健	瀬谷区二ツ橋町 469 番地

2 借地権者から選出する委員についての候補者
候補者なし

横 浜 市 公 告 第 263 号 (令 和 2 年 5 月 8 日 掲 示 済)

建 築 協 定 の 認 可

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 73 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ
き、野 村 戸 塚 本 郷 台 住 宅 地 建 築 協 定 を 認 可 し た。

そ の 建 築 協 定 書 は、横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に お い て
一 般 の 縦 覧 に 供 す る。

令 和 2 年 5 月 8 日

横 浜 市 長 林 文 子

横浜市公告第 264 号

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

令和2年5月15日

横浜市 市長 林 文 子

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和2年4月13日	特定非営利活動法人ソレーション	小林 翔	瀬谷区下瀬谷三丁目3番地の15	この法人は、広く一般市民を対象とした心身の健康増進支援事業およびそれを目的とした研究開発事業、更には地域社会への情報発信や講演・啓発・教育事業を通し、社会の健康増進と発展に寄与することを目的とする。
令和2年4月13日	N P O 法人 i c o c c a ひのみなみ	池田 邦子	港南区日野南六丁目29番17号	この法人は、地域住民に対して、活動に賛同する個人や団体との協力により、世代を超えた交流を促進し、かつ当地区を住みやすく、住み続けられるまちづくり

			に貢献すること とに關する事 業を行い、さ らに多世代が 一緒になつて の住民主体の 街づくりに向 けた地域づく りに寄与する ことを目的と する。
--	--	--	--

横浜市公告第265号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和2年5月15日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン東神奈川店
神奈川区富家町1番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三菱UFJ信託銀行株式会社
代表取締役 長 島 巖
東京都千代田区丸の内1丁目4番5号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 池谷 幹 男 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 長 島 巖 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社パステル 代表取締役 吉 田 好 一 福島県郡山市喜久田町字前北原53番地の26 ほか13者	株式会社パステル 代表取締役 吉 田 好 一 福島県郡山市東原1丁目2番地 ほか12者

(4) 変更の年月日

令和2年4月1日ほか

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため ほか

2

届出年月日

令和2年4月10日

3

縦覧場所

中区港町1丁目1番地

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第266号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和2年5月15日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

青葉台駅ビル
青葉区青葉台一丁目7番地の1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

東急株式会社
取締役社長 高橋 和夫
東京都渋谷区南平台町5番6号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	東京急行電鉄株式会社 取締役社長 越村 敏昭 東京都渋谷区南平台町5番6号	東急株式会社 取締役社長 高橋 和夫 東京都渋谷区南平台町5番6号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ファーストリテイリング 代表取締役 柳井 正 山口県山口市大字佐山717番地の1 ほか33者	株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井 正 山口県山口市大字佐山717番地の1 ほか25者

(4) 変更の年月日

平成30年4月1日ほか

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

令和2年4月13日

3 縦覧場所

中区港町1丁目1番地

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第267号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和2年5月15日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
東急青葉台ビル・青葉台YSビル
青葉区青葉台二丁目1番地の1ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
東急株式会社
取締役社長 高橋 和夫
東京都渋谷区南平台町5番6号
- (3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	東京急行電鉄株式会社 取締役社長 越村 敏昭 東京都渋谷区南平台町5番6号	東急株式会社 取締役社長 高橋 和夫 東京都渋谷区南平台町5番6号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	東急百貨店株式会社 代表取締役 水田 寛和 東京都渋谷区道玄坂2丁目24番1号 ほか27者	株式会社東急百貨店 取締役社長執行役員 大石 次則 東京都渋谷区道玄坂2丁目24番1号 ほか37者

- (4) 変更の年月日
平成30年4月1日ほか
- (5) 変更した理由
設置者の代表者変更のため ほか

2 届 出 年 月 日

令 和 2 年 4 月 13 日

3 縦 覧 場 所

中 区 港 町 1 丁 目 1 番 地

横 浜 市 経 済 局 市 民 経 済 労 働 部 商 業 振 興 課

横浜市公告第268号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和2年5月15日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヒューリックみなとみらい
中区桜木町1丁目1番地の7

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井住友信託銀行株式会社
代表取締役 橋 本 勝
東京都千代田区丸の内1丁目4番1号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	荒井商事株式会社 代表取締役 荒 井 亮 三 平塚市紅谷町17番2号 ほか58者	サミット株式会社 代表取締役 竹 野 浩 樹 東京都杉並区永福3丁目57番14号 ほか53者

(4) 変更の年月日

令和元年9月30日ほか

(5) 変更した理由

小売業者の出退店のためほか

2 届出年月日

令和2年4月15日

3 縦覧場所

中区港町1丁目1番地
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 269 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和2年5月15日

横 浜 市 長 林 文 子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ブランチ横浜南部市場・横浜南部市場 食の専門店街
金沢区鳥浜町1番地の1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大和リース株式会社
代表取締役 森 田 俊 作
大阪市中央区農人橋2丁目1番36号
ほか1者

(3) 変更した事項

変更した事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗の名称及び所在地	(仮称)BRANCH H横浜南部市場 金沢区鳥浜町1番地の1	ブランチ横浜南部市場・横浜南部市場 食の専門店街 金沢区鳥浜町1番地の1
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	セブンシーズジャパン株式会社 代表取締役 齊 藤 友 泰 金沢区鳥浜町1番地の1 ほか32者	スペリオールジャパン株式会社 代表取締役 齊 藤 友 泰 金沢区鳥浜町1番地の1 ほか34者

(4) 変更の年月日

令和元年9月20日ほか

(5) 変更した理由

店 舗 名 称 変 更 の た め ほ か

2 届 出 年 月 日

令 和 2 年 4 月 17 日

3 縦 覧 場 所

中 区 港 町 1 丁 目 1 番 地

横 浜 市 経 済 局 市 民 経 済 労 働 部 商 業 振 興 課

横 浜 市 公 告 第 270 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和2年5月15日

横 浜 市 長 林 文 子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ブランチ横浜南部市場・横浜南部市場 食の専門店街
金沢区鳥浜町1番地の1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大和リース株式会社
代表取締役 森 田 俊 作
大阪府中央区農人橋2丁目1番36号
ほか1者

(3) 変更しようとする事項

変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前5時 閉店時刻 午後10時 ほか	開店時刻 午前5時 閉店時刻 午後10時 ほか（変更箇所は届出書記載のとおり）
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前4時30分から午後10時30分まで ほか	24時間 ほか

(4) 変更する年月日

令和2年4月22日

(5) 変更する理由

営業時間変更のため

2 届出年月日

令和2年4月21日

3 縦覧場所

中 区 港 町 1 丁 目 1 番 地

横 浜 市 経 済 局 市 民 経 済 労 働 部 商 業 振 興 課

横 浜 市 公 告 第 271 号

簡易給水水道等指定検査機関の指定

横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成3年12月横浜市条例第56号）第10条第1項及び第16条第1項に規定する市長の指定する者を次のとおり指定する。

令和2年5月15日

横 浜 市 長 林 文 子

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
令 和 2 年 4 月 24 日	一 般 財 団 法 人 かながわ水・エネルギーサービス	神 奈 川 県 相 模 原 市 中 央 区 鹿 沼 台 1 丁 目 9 番 15 号 プロミティふちのべビル 2 階

横 浜 市 公 告 第 272 号

環 境 影 響 評 価 方 法 書 の 縦 覧

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 (平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 。 以 下 「 条 例 」 と い う 。) 第 17 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 市 現 市 庁 舎 街 区 活 用 事 業 に 係 る 環 境 影 響 評 価 方 法 書 (以 下 「 方 法 書 」 と い う 。) の 提 出 が あ っ た の で 、 条 例 第 18 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 当 該 方 法 書 の 写 し を 次 の と お り 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

方 法 書 に つ い て 環 境 の 保 全 の 見 地 か ら の 意 見 を 有 す る 者 は 、 条 例 第 20 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 縦 覧 期 間 内 に 、 横 浜 市 長 に 対 し 、 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 2 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 事 業 者 の 名 称 、 代 表 者 の 氏 名 及 び 主 たる 事 務 所 の 所 在 地
三 井 不 動 産 株 式 会 社 (代 表 事 業 者)
代 表 取 締 役 社 長 菰 田 正 信
東 京 都 中 央 区 日 本 橋 室 町 2 丁 目 1 番 1 号
- 2 対 象 事 業 の 名 称
横 浜 市 現 市 庁 舎 街 区 活 用 事 業
- 3 対 象 事 業 が 実 施 さ れ る べ き 区 域
中 区 港 町 1 丁 目 1 番 地
- 4 縦 覧 場 所
中 区 本 町 1 丁 目 50 番 10 号
横 浜 市 環 境 創 造 局 政 策 調 整 部 環 境 影 響 評 価 課
中 区 日 本 大 通 35 番 地
横 浜 市 中 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課
西 区 中 央 一 丁 目 5 番 10 号
横 浜 市 西 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課
- 5 縦 覧 期 間
令 和 2 年 5 月 15 日 か ら 令 和 2 年 6 月 29 日 ま で

横 浜 市 公 告 第 273 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 2 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
旭 区 中 尾 二 丁 目 75 番 の 5 の 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
テ トラクロロエチレン

横 浜 市 公 告 第 274 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
一 部 の 解 除

土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き、土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和
元 年 8 月 横 浜 市 公 告 第 206 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を
解 除 す る。

令 和 2 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
磯 子 区 新 杉 田 町 8 番 の 1 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
1 , 2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン、ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
基 準 不 適 合 土 壤 の 掘 削 に よ る 除 去

横浜市公告第 275 号

公園の設置

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次のとおり公園を設置する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年5月15日

横浜市長 林 文子

公園の名称	位置	区域	面積	主な公園施設	供用開始の期日
汐見台二丁目公園	磯子区汐見台二丁目5番の5	別図のとおり	1,418 m ²	ブランコ、鉄棒、砂場、ベンチ、水飲み	令和2年5月15日

別図（省略）

横 浜 市 公 告 第 276 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 （ 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ） 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 2 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
令 和 2 年 3 月 30 日	30572	共 和 興 業 株 式 会 社 工 事 部	(新) 鈴 木 登 志 子	南 区 中 村 町 4 丁 目 227 番 地 の 2
			(旧) 鈴 木 郁 子	

横 浜 市 公 告 第 277 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 の 取 消 し

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 （ 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ） 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 を 取 り 消 し た 。

令 和 2 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

指 定 番 号	名 称	営 業 所 所 在 地	取 消 年 月 日
00655	鷹 羽 工 業 株 式 会 社	中 区 黄 金 町 1 丁 目 5 番 地	令 和 2 年 2 月 14 日

横 浜 市 公 告 第 278 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 2 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 31 年 3 月 8 日 第 30 開 1813 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
都 筑 区 折 本 町 1,468 番 地
飯 島 フ ミ 子
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
都 筑 区 折 本 町 323 番 の 1 及 び 323 番 の 2

横 浜 市 公 告 第 279 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 2 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 元 年 5 月 24 日 第 31 開 203 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
神 奈 川 区 三 枚 町 266 番 地 の 6
株 式 会 社 三 枚 不 動 産
代 表 取 締 役 織 茂 誠 一
神 奈 川 区 三 枚 町 640 番 地
株 式 会 社 宮 武 不 動 産
代 表 取 締 役 餅 田 一 男
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
神 奈 川 区 三 枚 町 539 番 の 11 の 一 部 、 539 番 の 17 、 540 番 の 6 及
び 542 番 の 1 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 280 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 2 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 元 年 9 月 5 日 第 31 開 1605 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
泉 区 緑 園 七 丁 目 1 番 地 の 13
株 式 会 社 ゼ フ ィ ー ル
代 表 取 締 役 齋 藤 智 範
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
泉 区 池 の 谷 3,419 番 の 2 、 3,419 番 の 4 、 3,419 番 の 8 から 3,
419 番 の 12 まで 、 3,419 番 の 16 、 3,419 番 の 20 、 3,419 番 の 23 、
3,419 番 の 26 から 3,419 番 の 40 まで 、 3,420 番 の 3 、 3,420 番 の
7 及 び 3,420 番 の 8

横 浜 市 公 告 第 281 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 2 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 元 年 9 月 20 日 第 31 開 1207 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
中 区 常 盤 町 2 丁 目 12 番 地
株 式 会 社 お も て な し ホ ー ム
代 表 取 締 役 倉 多 宏 紀
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
緑 区 十 日 市 場 町 2,057 番 の 1 の 一 部 、 2,057 番 の 3 、 2,058 番
の 1 の 一 部 、 2,058 番 の 2 及 び 2,713 番 の 53 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 282 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 2 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 元 年 10 月 1 日 第 31 開 1606 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
戸 塚 区 川 上 町 88 番 地 の 1
テ ィ ・ ワ ー ク ス 株 式 会 社
代 表 取 締 役 二 村 淳 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
泉 区 上 飯 田 町 2,926 番 の 6 及 び 2,926 番 の 9

横 浜 市 公 告 第 283 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
 都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
 の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
 令 和 2 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
 令 和 元 年 11 月 19 日 第 31 開 1406 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
 東 京 都 武 蔵 野 市 境 2 丁 目 2 番 2 号
 株 式 会 社 飯 田 産 業
 代 表 取 締 役 千 葉 雄 二 郎
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
 瀬 谷 区 宮 沢 三 丁 目 13 番 の 12 、 13 番 の 19 、 13 番 の 20 及 び 13 番 の 22
 か ら 13 番 の 32 ま で

横 浜 市 公 告 第 284 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 2 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 元 年 11 月 25 日 第 31 開 1407 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
瀬 谷 区 阿 久 和 西 四 丁 目 14 番 地 の 1
相 澤 定 見
瀬 谷 区 阿 久 和 西 四 丁 目 14 番 地 の 1
相 澤 玲 子
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
瀬 谷 区 阿 久 和 西 四 丁 目 1 番 の 6 及 び 1 番 の 38

横 浜 市 公 告 第 285 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 2 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 元 年 12 月 4 日 第 31 開 1608 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
神 奈 川 区 西 神 奈 川 二 丁 目 9 番 地 の 12
ツクミエステート株式会社
代 表 取 締 役 嘉 村 隆 宏
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
泉 区 和 泉 町 7,354 番 の 5 か ら 7,354 番 の 7 ま で 及 び 7,354 番 の
9 か ら 7,354 番 の 15 ま で

横 浜 市 公 告 第 286 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 2 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 2 年 1 月 20 日 第 31 開 605 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
神 奈 川 区 鶴 屋 町 1 丁 目 7 番 地 の 12
株 式 会 社 ハ ウ ス プ ラ ン
代 表 取 締 役 鈴 木 賢 広
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 南 区 芹 が 谷 二 丁 目 1,060 番 の 94 及 び 1,060 番 の 95

横 浜 市 公 告 第 287 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 2 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 2 年 3 月 2 日 第 31 開 709 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
保 土 ヶ 谷 区 釜 台 町 40 番 3 号
白 井 馨
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
保 土 ヶ 谷 区 釜 台 町 129 番 の 2 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 288 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号
第 2020 ・ 3 ・ 1 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 2 年 4 月 28 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
15.37 m
- 5 指 定 の 場 所
西 区 境 之 谷 25 番 の 1
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 リ ア ル
代 表 取 締 役 桑 原 真

横 浜 市 公 告 第 289 号

総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定
 建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造を次のとおり認定した。

令和2年5月15日

横 浜 市 長 林 文 子

認定年月日	認定番号	一 団 地	申 請 者
令和2年 4月22日	第1342号	旭区上白根町891番	独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 本部長 田 島 満 信

達

達 第 27 号

庁 中 一 般

横浜市行政情報ネットワーク運用管理規程（平成14年2月達第2号）の一部を次のように改正する。

令和2年5月15日

横浜市 長 林 文 子

第2条第2号中「局区」を「区局」に改め、同条第9号中「情報コンセント」を「情報コンセント等」に改め、「LAN接続口」の次に「及びネットワーク機器」を加える。

第2条の2第1号ウ中「局区」を「区局」に、「情報コンセント」を「情報コンセント等」に改め、同条第2号ア中「局区」を「区局」に、「情報コンセント」を「情報コンセント等」に改め、同号イ中「情報コンセント」を「情報コンセント等」に改め、同号ウを削る。

第3条第3項中「局区内」を「区局内」に、「局区管理ネットワーク」を「区局管理ネットワーク」に、「局区に局区管理責任者」を「区局に区局管理責任者」に改め、同条第4項中「局区管理責任者」を「区局管理責任者」に、「局区」を「区局」に改める。

第4条中「局区管理責任者」を「区局管理責任者」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「局区管理責任者」を「区局管理責任者」に、「局区管理ネットワーク」を「区局管理ネットワーク」に改め、同条第1号中「局区管理ネットワーク」を「区局管理ネットワーク」に改め、同条第2号から第5号までの規程中「局区内」を「区局内」に改める。

第6条中「局区管理責任者」を「区局管理責任者」に改める。

第9条第2項中「局区管理責任者」を「区局管理責任者」に、「局区管理ネットワーク」を「区局管理ネットワーク」に改め、同条第3項中「局区管理責任者」を「区局管理責任者」に改める。

第10条第3項中「局区管理責任者」を「区局管理責任者」に改める。

第10条の3第1項第3号中「及び総合行政ネットワークを通じて接続されるネットワーク」を「（LGWAN）」に改める。

第11条第3項及び第4項中「局区管理責任者」を「区局管理責任者」に、「局区管理ネットワーク」を「区局管理ネットワーク」に改める。

第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第15条第2項及び第3項並びに第16条第2項及び第3項中「局区管理責任者」

を「区局管理責任者」に改める。

第17条第1項中「関係局区」を「関係区局」に改める。

附 則

この達は、令和2年6月1日から施行する。

区 告 示

泉区告示第2号（令和2年4月30日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、白百合東町会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年4月30日

横浜市泉区長 深 川 敦 子

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	外 山 幸 雄 泉区白百合一丁目21番 29号	積 田 勲 泉区白百合一丁目24番 10号

泉区告示第3号（令和2年4月30日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、西が岡第三自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年4月30日

横浜市泉区長 深川 敦子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	久保田 知子 泉区西が岡三丁目15番 地の7	竹田 真紀 泉区西が岡三丁目15番 地の8

泉区告示第4号（令和2年4月30日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、夏刈場自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年4月30日

横浜市泉区長 深川 敦子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	福田 國 光 泉区中田南四丁目44番 3号	馬 場 貞 一 泉区中田南四丁目44番 17号

港 北 区 告 示 第 1 号

地 縁 に よ る 団 体 の 認 可

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 260 条 の 2 第 1 項 に 規 定 す
る 地 縁 に よ る 団 体 と し て 、 次 の と お り 認 可 し た 。

令 和 2 年 5 月 15 日

横 浜 市 港 北 区 長 栗 田 る み

1 名 称

新 吉 田 北 部 町 内 会

2 規 約 に 定 め る 目 的

会 員 相 互 の 親 睦 と 福 祉 の 増 進 を 図 り 、 地 域 的 な 共 同 活 動 を 行 う
こ と に よ り 、 良 好 な 地 域 社 会 の 維 持 及 び 形 成 に 資 す る こ と

3 区 域

港 北 区 新 吉 田 町 1 番 地 か ら 532 番 地 、 4,019 番 地 、 4,040 番 地
か ら 4,060 番 地 、 4,253 番 地 か ら 4,609 番 地 、 5,134 番 地 か ら 5,
338 番 地 、 5,364 番 地 か ら 5,366 番 地

4 事 務 所

港 北 区 新 吉 田 町 120 番 地

5 代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所

森 博 重

港 北 区 新 吉 田 町 4,330 番 地

6 裁 判 所 に よ る 代 表 者 の 職 務 執 行 停 止 の 有 無 並 び に 職 務 代 行 者 の
選 任 の 有 無

無

7 代 理 人 の 有 無

無

8 解 散 の 事 由

地 方 自 治 法 第 260 条 の 20 の 規 定 に よ る 。 な お 、 第 4 号 に 基 づ く
解 散 の 場 合 は 、 全 会 員 の 4 分 の 3 以 上 の 承 諾 を 得 な け れ ば な ら な
い 。

9 認 可 年 月 日

令 和 2 年 5 月 15 日

消 防 局

消 防 局 公 告 第 9 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 第 1 号 及 び
 第 3 号 の 規 定 に よ り 、 次 の 者 を 令 和 2 年 5 月 1 日 懲 戒 処 分 に 付 し た
 。

令 和 2 年 5 月 15 日

横 浜 市 消 防 局 長 松 原 正 之

所 属	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
旭 消 防 署	消 防 吏 員	渡 邊 龍 也	停 職 4 箇 月

水 道 局

水 道 局 告 示 第 5 号

「はまっ子どもし The Water」及び「横浜水
缶」の頒布代金及び配達料の収納事務の委託
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定によ
り、次のとおり「はまっ子どもし The Water」及び「横
浜水缶」の頒布代金及び配達料の収納の事務を委託した。

令和2年5月15日

横浜市水道事業管理者
水道局長 大久保 智 子

- 1 委託を受けた者
磯子区杉田五丁目31番27号
ヤマト運輸株式会社 横浜主管支店
営業企画課長 野 中 幸 一
- 2 頒布代金等の収納事務の取扱者
中区常磐町1丁目3番地
ヤマトフィナンシャル株式会社 神奈川支店
支店長 近 裕 樹
- 3 収納する代金等の種類
「はまっ子どもし The Water」及び「横浜水缶」の
頒布代金及び配達料
- 4 委託の期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

水道局公告第6号

指定給水装置工事事業者の指定

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項に規定する指定給水装置工事事業者として、次のとおり指定した。

令和2年5月15日

横浜市水道事業管理者
水道局長 大久保 智 子

1 指定給水装置工事事業者

指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地	指定年月日
5131	株式会社ライフライン 岩崎	岩崎 重次	横須賀市三春町3丁目8番地	令和2年3月2日
5132	株式会社キメダ設備	木目田 貢	東京都町田市南成瀬7丁目16番地の4	令和2年3月5日
5133	南風野設備	南風野 圭	藤沢市亀井野397番地の32	令和2年3月5日
5134	株式会社Y-HOME	山寺 正和	旭区上白根町1,208番地の40	令和2年3月18日
5135	神奈川水道	田中 健一	茅ヶ崎市浜見平15番34号	令和2年3月19日
5136	株式会社アクアスフィール	伊勢野 大介	保土ヶ谷区峰岡町1丁目65番地	令和2年3月19日
5137	株式会社ワースハンド	原 麻里	海老名市東柏ヶ谷1丁目14番29号	令和2年3月19日
5138	都築水道設備	都築 翔太	保土ヶ谷区西谷町1,259番地の1	令和2年3月27日
5139	株式会社LICREATION	細越 修平	栄区若竹町19番6号	令和2年3月27日
5140	株式会社ANESIS	森田 佑樹	東京都町田市南成瀬5丁目18番地の1	令和2年3月27日
5141	株式会社富湘設備	富 樫 淳	神奈川県高座郡寒川町小谷3丁目1番35号	令和2年3月27日
5142	大総株式会	大崎 純	川崎市宮前区東有	令和2年

	社		馬 1 丁 目 8 番 9 号	3 月 27 日
--	---	--	-----------------	----------

2 指定の有効期間
指定年月日から起算して5年間

交 通 局

交 通 局 公 告 第 3 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 各 号 に よ り
、 次 の 者 を 令 和 2 年 4 月 9 日 懲 戒 処 分 に 付 し た 。

令 和 2 年 5 月 15 日

横 浜 市 交 通 事 業 管 理 者

交 通 局 長 三 村 庄 一

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
自 動 車 本 部 保 土 ヶ 谷 営 業 所	運 輸 職 員	窪 田 大 介	停 職 6 月

教 育 委 員 会

横 浜 市 教 育 委 員 会 公 告 第 13 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 第 1 号 、 第 2 号 及 び 第 3 号 の 規 定 に よ り 、 次 の 者 を 令 和 2 年 4 月 21 日 懲 戒 処 分 に 付 し た 。

令 和 2 年 5 月 15 日

横 浜 市 教 育 委 員 会

教 育 長 鯉 淵 信 也

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
横 浜 市 立 上 菅 田 特 別 支 援 学 校 北 綱 島 分 校	教 諭	福 田 慎	停 職 6 箇 月

横浜市教育委員会公告第14号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号及び第3号の規定により、次の者を令和2年4月21日懲戒処分に付した

。

令和2年5月15日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
横浜市立坂本小学校	主幹教諭	馬場 広 輔	停職1箇月

横 浜 市 教 育 委 員 会 達 第 3 号

横 浜 市 教 育 委 員 会 情 報 セ キ ュ リ テ ィ 管 理 規 程 (平 成 17 年 8 月 横 浜 市 教 育 委 員 会 達 第 6 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

令 和 2 年 5 月 15 日

横 浜 市 教 育 委 員 会

教 育 長 鯉 淵 信 也

第 11 条 第 1 号 中 「 物 理 的 な セ キ ュ リ テ ィ 対 策 」 を 「 物 理 的 な 情 報 セ キ ュ リ テ ィ 対 策 」 に 改 め 、 同 条 第 2 号 中 「 人 的 な セ キ ュ リ テ ィ 対 策 」 を 「 人 的 な 情 報 セ キ ュ リ テ ィ 対 策 」 に 改 め 、 同 条 第 3 号 及 び 第 4 号 中 「 技 術 的 な セ キ ュ リ テ ィ 対 策 」 を 「 技 術 的 な 情 報 セ キ ュ リ テ ィ 対 策 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 達 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

人 事 委 員 会

横浜市一般職職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月21日

横浜市人事委員会

委員長 水 地 啓 子

横浜市人事委員会規則第12号（令和2年4月21日揭示済）

横浜市一般職職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

横浜市一般職職員の管理職手当に関する規則（昭和62年3月横浜市人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

企画課長、都市計画課長、建築防災課長、住宅政策課長、市営住宅課長、住宅再生課長、法務課長、違反对策課長、情報相談課長、建築企画課長、建築指導課長、市街地建築課長、宅地審査課長、調整区域課長、営繕企画課長、保全推進課長、施設整備課長、電気設備課長、機械設備課長

」

を

「

企画課長、都市計画課長、建築防災課長、住宅政策課長、市営住宅課長、住宅再生課長、法務課長、違反对策課長、情報相談課長、建築企画課長、建築指導課長、市街地建築課長、宅地審査課長、調整区域課長、営繕企画課長、保全推進課長、施設整備課長、施設整備課新市庁舎整備担当課長、電気設備課長、機械設備課長

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

市会

横浜市会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月15日

横浜市会議長 横山 正人

横浜市会規則第2号

横浜市会傍聴規則の一部を改正する規則

横浜市会傍聴規則（昭和25年4月横浜市会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「報道関係者席」を「記者席」に改め、同条第2項中「116人」を「216人」に、「車いす席」を「車椅子席」に、「4人」を「8人」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前2項に定めるもののほか、親子その他の者が傍聴するために使用する親子傍聴室を設け、その運用方法については、議長が別に定める。

4 記者席で傍聴することのできる者は、議長の認めた市政記者に限る。

第3条の見出しを「（一般席での傍聴）」に改め、同条第1項中「、氏名、年齢」を「及び氏名」に改め、同条に次の1項を加える。

3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

第4条を削る。

第5条中「市政記者及び」を削り、同条を第4条とする。

第6条を第5条とする。

第7条第2項を削り、同条を第6条とする。

第8条第3号中「及び」を「その他」に、「ポケットベル、電子手帳、」を「機器及び」に改め、同号ただし書を削り、同条第6号を次のように改める。

(6) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

第8条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、記者席では、携帯電話及びパソコン等の情報通信機器を使用することができる。ただし、携帯電話等における通話については、この限りでない。

第8条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

（写真、動画等の撮影及び録音等の禁止）

第8条 傍聴人は、一般席において写真、動画等の撮影又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長が許可した者については、

この限りでない。

第12条を第14条とし、第11条を第13条とし、第10条を第12条とし、同条の前に次の1条を加える。

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

第9条の見出しを「(違反に対する措置)」に改め、同条を第10条とし、同条の前に次の1条を加える。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

別記様式1裏面中「携帯電話類」を「携帯電話その他音の発生する機器」に改め、「ただし、報道関係者は、議長の許可を得て、パソコンなどに限り使用することができます。」及び「許可なく」を削り、「録音しない」を「録音等をしない」に改める。

別記様式2裏面中「携帯電話類」を「携帯電話その他音の発生する機器」に改め、「ただし、報道関係者は、議長の許可を得て、パソコンなどに限り使用することができます。」及び「許可なく」を削り、「録音しない」を「録音等をしない」に改める。

附 則

この規則は、令和2年5月25日から施行する。

横浜市会規程第2号

横浜市会委員会傍聴規程を次のように定める。

令和2年5月15日

横浜市会議長 横 山 正 人

横浜市会委員会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、横浜市会委員会条例(昭和43年5月横浜市条例第28号。以下「条例」という。)第13条第3項の規定に基づき、委員会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の種別等)

第2条 傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。

2 一般席の定員は、次に定めるとおりとする。

(1) 各委員会室及び運営委員会室 それぞれ20人(うち車椅子席の定員は、それぞれ2人)

(2) 大会議室 40人(うち車椅子席の定員は、2人)。ただし、室を仕切って使用する場合は、30人(うち車椅子席の定員は、2人)とする。

3 記者席で傍聴することのできる者は、横浜市会傍聴規則(昭和25年4月横浜市会規則第1号)第2条第4項に規定する市政記者とする。

(傍聴の手続)

第3条 一般席で傍聴しようとする者は、次条の規定により傍聴証の交付を受け、係員に提示しその指示を受けて傍聴席に入らなければならない。

(傍聴証の交付の手続等)

第4条 一般席で傍聴しようとする者は、傍聴しようとする委員会が開催される日に、一般傍聴申込書(第1号様式)に住所、氏名及び傍聴を希望する委員会名を記載し、一般傍聴証(第2号様式)の交付を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、会派からの紹介により傍聴しようとする者は、会派紹介傍聴申込書(第3号様式)に住所、氏名その他必要な事項を記載し、傍聴しようとする委員会の開催予定日の前日(その日が横浜市の休日をも定める条例(平成3年12月横浜市条例第54号)第1条第1項に規定する休日に当たるときは、その前の平日(同項に規定する休日以外の日をいう。))までに会派紹介傍聴証(第4号様式)の交付を受けなければならない。

3 前項の規定により交付する会派紹介傍聴証は、委員会ごとに各会派1枚に限るものとする。

4 一般傍聴証の交付は、委員会が開催される日に所定の場所において、当該委員会の開会予定時刻の30分前から先着順に当該委員

会の終了まで行うものとする。ただし、当該委員会の開会予定時刻の30分前の時点において一般席で傍聴しようとする者（当該委員会を会派からの紹介により傍聴する者を含む。）の数が、当該委員会を開催する室の一般席の定員を超えている場合は、抽選により傍聴することができる者を決定し、一般傍聴証を交付するものとする。

5 前項ただし書の規定にかかわらず、委員会を急ぎよ開催するなど、委員会開会の30分前に抽選を行うことが困難と認められる場合は、抽選によらず、先着順により一般傍聴証を交付するものとする。

6 同じ日に2つ以上の委員会の傍聴をしようとする者は、委員会ごとに傍聴証の交付を受けなければならない。ただし、先に傍聴した委員会の傍聴証を返還した後でなければ、新たな傍聴証の交付は受けられないものとする。

7 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴証に記載された日に限り傍聴することができる。

（傍聴証の着用）

第5条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴証を見やすい箇所に着用しなければならない。

（傍聴証の返還）

第6条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは、傍聴証を返還しなければならない。

（傍聴席に入ることのできない者）

第7条 次のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 危険物を携帯すると思われる者
- (2) 異様な服装をし、又は酒気を帯びている者
- (3) 傘、張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、委員会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第8条 傍聴人は、静粛を旨とし、かつ、次の事項を守らなければならない。

- (1) 帽子、マフラー、コートの種類を着用しないこと。
- (2) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (3) 携帯電話その他音の発生する機器及びパソコン等の情報通信機器は電源を切ること。
- (4) 私語、喫煙又は飲食をしないこと。

- (5) 委員会における言論に対し発言し、拍手をし、又はけんそう非礼にわたる行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、委員会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、記者席では、携帯電話及びパソコン等の情報通信機器を使用することができる。ただし、携帯電話等における通話については、この限りでない。
- (写真、動画等の撮影及び録音等の禁止)
- 第9条 傍聴人は、一般席において写真、動画等の撮影又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員会が許可した者については、この限りでない。
- (係員の指示)
- 第10条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。
- (違反に対する措置)
- 第11条 傍聴人がこの規程に違反するときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、条例第13条第2項の規定に基づき、退場を命ずることができる。
- 2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、速やかに退場し、当日再び傍聴席に入ることができない。
- (傍聴人の退場)
- 第12条 傍聴人は、条例第13条の2の規定により秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。
- (合理的な配慮を必要とする者への対応)
- 第13条 委員長は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の理念にのっとり、委員会を傍聴しようとする者であって、合理的な配慮を必要とするものに対して、適切な対応を行うものとする。
- (委員長のとる臨機の処置)
- 第14条 この規程に規定しないものであっても委員長が必要と認めるときは、臨機の処置をとることができる。

附 則

この規程は、令和2年5月25日から施行する。

第1号様式（第4条第1項）

整理番号 _____

交付番号 _____

一般傍聴申込書

傍聴希望委員会名

傍聴人住所

氏名

年 月 日

上記のとおり申し込みます。

※受付時間は、委員会開会予定時刻の30分前からとなります。
受付開始時に定員を超えている場合は、抽選となります。

（縦 109 ミリメートル×横 163 ミリメートル）

第2号様式（第4条第1項）

交付番号 _____

一般傍聴証

委員会

（縦 52 ミリメートル×横 85 ミリメートル）

第3号様式（第4条第2項）

整理番号 _____	
交付番号 _____	
<h2>会派紹介傍聴申込書</h2>	
傍聴希望委員会名	
傍聴人住所	
氏名	
紹介会派名	
会派代表者氏名	印
年 月 日	
上記のとおり申し込みます。	

（縦 109 ミリメートル×横 163 ミリメートル）

第4号様式（第4条第2項）

交付番号 _____
<h2>会派紹介傍聴証</h2>
委員会

（縦 52 ミリメートル×横 85 ミリメートル）

正誤

令和2年号外第4 228 ページ上から22行目「へ 財政局公共施設・事業調整課で集中管理している土木工事積算システムの運用に係る経費」は「マ 財政局公共施設・事業調整課で集中管理している土木工事積算システムの運用に係る経費」の誤り。